

『児童扶養手当・ 特別児童扶養手当』



パート④

8月1日から変わりました

◎児童扶養手当

★所得制限限度額が下表のとおり変わりました。

手当を受ける方、または手当を受ける方と生計を同一にする方（扶養義務者等）の前年の所得が限度額以上である場合は、手当の全部または一部が支給停止されます。

児童扶養手当とは、父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を養育されている母子家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を目的として支給される手当です。

児童扶養手当所得制限限度額表

(単位：円)

	扶養親族等の数	本人				孤児等の養育者等	
		全部支給		一部支給		配扶	偶養
		収入額	所得額	収入額	所得額		
平成10年	人						
	0	1,108,000	458,000	2,457,000	1,540,000	3,625,000	2,360,000
	1	2,048,000	904,000	3,000,000	1,920,000	4,100,000	2,740,000
	2	2,651,000	1,326,000	3,543,000	2,300,000	4,575,000	3,120,000
	3	3,254,000	1,748,000	4,025,000	2,680,000	5,050,000	3,500,000
	4	3,825,000	2,170,000	4,500,000	3,060,000	5,525,000	3,880,000
平成9年	0	1,108,000	458,000	3,603,000	2,342,000	8,240,000	6,216,000
	1	2,048,000	904,000	4,078,000	2,722,000	8,517,000	6,465,000
	2	2,651,000	1,326,000	4,553,000	3,102,000	8,753,000	6,678,000
	3	3,254,000	1,748,000	5,028,000	3,482,000	8,990,000	6,891,000
	4	3,825,000	2,170,000	5,503,000	3,862,000	9,227,000	7,104,000
	5	4,353,000	2,592,000	5,978,000	4,242,000	9,463,000	7,317,000

(表の見方) ①ここで『孤児』とは「父母の死亡した児童」をいいます。

②離婚した後の児童の父の所得は、所得限度の対象とはなりません。

③養育者で受給される場合も「受給者本人」の所得制限となります。

(例) 扶養親族1人の場合、前年所得が904,000円未満の場合「全部支給」、904,000円以上1,920,000円未満の場合「一部支給」となり、1,920,000円以上の場合「全部支給停止」となります。

④収入額はあくまで目安であり、実際の取扱いは地方税法上の控除後の所得額で決まります。

※所得額の計算方法

所得額＝年間収入金額－必要経費－80,000(社会保険料共通控除)－その他の諸控除(地方税法上の控除)